

農地って、こんな土地

●お米や野菜を作る土地

(田・畑)だけでなく



●家畜を育てるための土地

●家畜の餌などになる草を

栽培する土地(採草放牧地)

なども含まれます。

このほか(農地)米や野菜、畜産物を産出する土地として利用されている農地や、採草放牧地などにも含まれる場合があります。また、農地として利用されている土地の中には、農地として利用されていない土地や、農地として利用されている土地が、農地として利用されていない土地と見做される場合があります。

☞ 行政書士にご相談ください。

ご注意

この農地として利用されている土地の中には、農地として利用されている土地だけでなく、農地として利用されていない土地や、農地として利用されている土地が、農地として利用されていない土地と見做される場合があります。

市町村から届く行政書士に請求する書類や、農地として利用されている土地などについてご確認ください。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(千葉県教育会館 本館4階)

TEL 043-227-8009 / FAX 043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

農地・農業



農地や農業に関する諸手続のご相談や書類の作成・届出は行政手続の専門家「行政書士」にお任せ下さい

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

農業を大きく経営したい！

- ☆ 強い農業づくりって何？
- ☆ 自前の野菜で作った料理を出すレストランを開きたい！

仲間と一緒に農業したい！

- ☆ 農業をする会社ってできるの？
- ☆ 会社と組合はどう違うの？
- ☆ 自分の農地を持っていない。でもどうしても農業をしたい！

資金はどうしよう？

- ☆ 補助金？助成金？それとも融資？

子どもが跡を継がない…

- ☆ 空いてる農地を誰かに使ってほしい。
- ☆ 住宅メーカーさんが土地を分けてほしいらしい。

親父の遺産に農地があった

- ☆ 自分は農家じゃないけどもらっても大丈夫？
- ☆ そこはもう駐車場なんだけど

そんな皆さんからのご相談

でも…
手続きをするには
どうすればいいの？



ご安心ください！！

賢く・無駄なく・無理なく
まずは、しっかりとした計画から!!
手続きのご案内から
書類の作成・提出まで
行政書士 がお手伝いします。

ご存知ですか？

①『農地中間管理機構』

農地を貸したい方と借りたい方の架け橋となっている機構です。

千葉県農地中間管理機構
(公社千葉県園芸協会)



連携・協力

市区町村・農業委員会
農業センター・JA等

②『農地所有適格法人』

平成28年4月1日施行の改正農地法により「農業生産法人」は「農地所有適格法人」に呼称が変更となり、設立などの要件が緩和されました。